



# 埼玉県報

号 外 第 1 9 号  
平 成 2 5 年 6 月 2 9 日  
土 曜 日

## 目 次

### 条例

- [知事等の給与等の特例に関する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [知事等の給与等の特例に関する条例\(人事課\)](#)
- [職員の給与の特例に関する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の給与の特例に関する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例のあらまし\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし\(青少年課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例\(青少年課\)](#)
- [災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(疾病対策課\)](#)
- [災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例\(疾病対策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(生活衛生課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(生活衛生課\)](#)
- [埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例のあらまし\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例\(産業拠点整備課\)](#)
- [学校職員の給与の特例に関する条例のあらまし\(教職員課\)](#)
- [学校職員の給与の特例に関する条例\(教職員課\)](#)

### 規則

- [埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則\(青少年課\)](#)
- [埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続に関する規則\(産業拠点整備課\)](#)

### 訓令

- [技能職員の給与の特例に関する規程\(人事課\)](#)
- [技能職員の給与の特例に関する規程\(教職員課\)](#)

### 管理規程

- [埼玉県企業職員の給与の特例に関する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県病院局職員の給与の特例に関する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員の給与の特例に関する規程\(下水道管理課\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

知事等の給与等の特例に関する条例（埼玉県条例第三十三号）（人事課）

### 一 趣旨

給与に関する地方交付税等の削減に伴う財政状況に対応するため、知事等の給与等を減額する特例を定めるための条例の制定

### 二 内容

(一) 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、知事等の給与等を次のとおり減額

	対象	減額率
知事	給料月額及び期末手当	百分の二十
副知事等	給料月額及び期末手当	百分の十
行政委員会の委員等	報酬	百分の十

### 副知事等

副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長及び常勤の監査委員

### 行政委員会の委員等

行政委員会の委員及び監査委員（常勤の委員を除く。）

(二) 現在実施している期末手当等の減額の終期を、平成二十六年三月三十一日から平成二十五年六月三十日までに変更

### 三 施行期日

平成二十五年七月一日。ただし、(二)は公布の日

## 条 例

知事等の給与等の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十三号

知事等の給与等の特例に関する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特例)

第一条 この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事、副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員(次項において「知事等」という。)(の給料月額、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号。次項において「特別職給与等条例」という。)(第一条第一項の規定にかかわらず、知事にあつては同項第一号に定める給料月額からその百分の二十に相当する額を、副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員(次項において「副知事等」という。)(にあつては同項第二号から第六号までに定める給料月額からそれぞれその百分の十に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、それぞれ同項第一号から第六号までに定める額とする。

2 特例期間においては、知事等の期末手当の額は、特別職給与等条例第三条第一項の規定にかかわらず、知事にあつては同項の規定による期末手当の額からその百分の二十に相当する額を、副知事等にあつては同項の規定による期末手当の額からその百分の十に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第二条 特例期間においては、教育長の給料月額は、埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)(第二条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同条に定める額とする。

2 特例期間においては、教育長の期末手当の額は、埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例第四条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例)

第三条 特例期間においては、行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十号）第二条の委員に支給する報酬の額は、同条の規定にかかわらず、同条例別表第一の報酬の欄に掲げる額からそれぞれその百分の十に相当する額を減じた額とする。

（端数計算）

第四条 この条例の規定により給料、期末手当又は報酬の支給に当たって減ずるところとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部改正）

2 知事等の期末手当等の特例に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の給与の特例に関する条例（埼玉県条例第三十四号）（人事課）

### 一 趣旨

給与に関する地方交付税等の削減に伴う財政状況に対応するため、職員の給与を減額する特例を定めるための条例の制定

### 二 内容

(一) 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、職員の給与を次のとおり減額

行政職給料表適用者の場合

（その他の給料表適用者は、行政職給料表適用者に準じて減額。）

代表的な職位 (在職する級)	減 額 率		
	給料月額	期末・勤勉手当	管理職手当
主事・技師級 (一級から二級)	百分の四・七七	百分の一	
主任級から副課長級 (三級から六級)	百分の七・七七		
課所長級から部局長級 (七級から十級)	百分の九・七七	百分の四・三四	百分の四・四五

その他、地域手当等を減額後の給料月額等で算出

(二) 現在実施している管理職手当の減額の終期を、平成二十六年三月三十一日から平成二十五年六月三十日までに変更

### 三 施行期日

平成二十五年七月一日。ただし、(二)は公布の日

## 条 例

職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十四号

職員の給与の特例に関する条例

(職員の給与に関する条例の特例)

第一条 この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)(においては、職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。)(第三条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(第三条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)(に対する給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二号。以下この項において「改正給与条例」という。)(附則第八項の規定による給料を含み、当該職員が給与条例附則第十項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額(改正給与条例附則第八項の規定による給料を含む。)(をいう。以下同じ。)(の支給に当たつては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される別表第一の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)(を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たつては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額

二 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額

三 特地勤務手当 当該職員の給料月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員  
の支給減額率を乗じて得た額

四 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の給料月額に対する特地勤務手当に準  
ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

五 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、当該職員に適用される別

表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

六 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、当該職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

七 農林業普及指導手当 当該職員の給料月額に対する農林業普及指導手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

八 給与条例第二十一条第一項から第六項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 給与条例第二十一条第一項 前項及び前各号に定める額

ロ 給与条例第二十一条第二項又は第三項 前項並びに第二号及び第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 給与条例第二十一条第四項 前項及び第二号に定める額に、同条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 給与条例第二十一条第五項 前項並びに第二号及び第五号に定める額に、同条第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 給与条例第二十一条第六項 第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

3 特例期間においては、給与条例第十三条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給与条例第十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例第十四条、第十五条第二項及び第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給与条例第十八条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当の月額、特地勤務手当（給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。）の月額及び農林業普及指導手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する埼玉県人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相

当する額を減じた額とする。

( 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例 )  
第二条 特例期間においては、給与条例第三条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員( 次条、第六条及び第八条において「対象職員」という。 ) に対する外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例( 昭和六十二年埼玉県条例第一号 ) 第四条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額( これらの給与のうち、職員の給与の特例に関する条例( 平成二十五年埼玉県条例第三十四号 ) 第一条第一項及び第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。 ) 」とする。

( 職員の育児休業等に関する条例の特例 )

第三条 特例期間においては、対象職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例( 平成十三年埼玉県条例第五号。第五条において「任期付研究員条例」という。 ) の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例( 平成十四年埼玉県条例第六十八号。第七条において「任期付職員条例」という。 ) の適用を受ける職員に対する職員の育児休業等に関する条例( 平成四年埼玉県条例第六号 ) 第三十二条の規定の適用については、同条中「第十三条第一項( 学校職員の給与条例第十一条において準用する場合を含む。 ) 」とあるのは「第十三条第一項」と、「職員の給与条例第十八条第一項( 学校職員の給与条例第十一条の二 ) 」とあるのは「職員の給与の特例に関する条例( 平成二十五年埼玉県条例第三十四号 ) 第一条第三項( 同条例第五条第三項又は第七条第三項 ) 」とする。

( 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例 )

第四条 特例期間においては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例( 平成七年埼玉県条例第二号。第八条において「勤務時間条例」という。 ) 第十条第二項の規定の適用については、同項中「同条例第十八条第一項」とあるのは、「職員の給与の特例に関する条例( 平成二十五年埼玉県条例第三十四号 ) 第一条第三項( 同条例第五条第三項又は第七条第三項において準用する場合を含む。 ) 」とする。

( 任期付研究員条例の特例 )

第五条 特例期間においては、任期付研究員条例の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たつては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から三号給までのもの及び同条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員 百分の七・七七



二 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が四号給以上のもの及び同条第四項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付研究員条例第五条第五項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から、給料月額に職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十四号）（第五条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）」とする。

3 特例期間においては、第一条第二項第二号から第五号まで及び第八号、第三項並びに第四項の規定は、任期付研究員条例の適用を受ける職員に対する地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び給与条例第二十一条第一項から第六項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第一条第二項第二号中「当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五」とあるのは、「第五条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第五号中「当該職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を」とあるのは、「第五条第一項第一号に掲げる職員にあつては百分の一を、同項第二号に掲げる職員にあつては百分の四・三四をそれぞれ」と、同項第八号イ中「前項及び前各号」とあるのは、「第五条第一項及び同条第三項において準用する第二号から第五号まで」と、同号ロ及びニ中「前項並びに」とあるのは、「第五条第一項並びに同条第三項において準用する」と、同号ハ中「前項及び」とあるのは、「第五条第一項及び同条第三項において準用する」と、同号ホ中「第五号」とあるのは、「第五条第三項において準用する第五号」と読み替えるものとする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例）

第六条 特例期間においては、対象職員に対する公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）（第四条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額」（これらの給与のうち、職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十四号）（第一条第一項及び第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。））」とする。

（任期付職員条例の特例）

第七条 特例期間においては、任期付職員条例の適用を受ける職員であつて、任期

付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の数に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付職員条例第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から四号給までのもの 百分の七・七七

二 任期付職員条例第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が五号給以上のもので及び同条第三項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付職員条例第四条第四項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から、給料月額に職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十四号）第七条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第一条第二項第二号から第五号まで及び第八号、第三項並びに第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び給与条例第二十一条第一項から第六項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第一条第二項第二号中「当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五」とあるのは、「第七条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第五号中「当該職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を」とあるのは、「第七条第一項第一号に掲げる職員にあつては百分の一を、同項第二号に掲げる職員にあつては百分の四・三四をそれぞれ」と、同項第八号イ中「前項及び前各号」とあるのは、「第七条第一項及び同条第三項において準用する第二号から第五号まで」と、同号ロ及びニ中「前項並びに」とあるのは、「第七条第一項並びに同条第三項において準用する」と、同号ハ中「前項及び」とあるのは、「第七条第一項及び同条第三項において準用する」と、同号ホ中「第五号」とあるのは、「第七条第三項において準用する第五号」と読み替えるものとする。

（職員の修学部分休業に関する条例の特例）

第八条 特例期間においては、対象職員に対する職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、勤務しない一時間につき、同項の規定により算出した勤務

しない一時間につき減額することとされている額から、給料月額並びにこれに対する地域手当の月額、特地勤務手当（給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。）の月額及び農林業普及指導手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間（以下この条において「勤務時間」という。）に五十二を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額と管理職手当の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の四・四五を乗じて得た額に相当する額の合計額を減額して給与を支給するものとする。

（端数計算）

第九条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

別表第一（第一条関係）

給 料 表		職 務 の 級	割 合
行政職給料表	二級以下	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	三級から六級まで	百分の七・七七
	七级以上	七级以上	百分の九・七七
	三級以下	三級以下	百分の四・七七
	四級から七級まで	四級から七級まで	百分の七・七七
公安職給料表	八级以上	八级以上	百分の九・七七
	二級以下	二級以下	百分の四・七七
	三級及び四級	三級及び四級	百分の七・七七
研究職給料表	二級以下	二級以下	百分の四・七七
	三級及び四級	三級及び四級	百分の七・七七
	五級	五級	百分の九・七七

別表第二（第一条関係）

給料表		職務の級	割合
行政職給料表	六級以下	七級以上	百分の四・三四
		七級以下	百分の一
	八級以上	七級以上	百分の四・三四
		八級以上	百分の四・三四
	四級以下	五級	百分の四・三四
		二級以下	百分の一
	三級以上	七級以下	百分の四・三四
		八級	百分の四・三四
	医療職給料表(一)	三級以上	百分の九・七七
		二級以下	百分の四・七七
医療職給料表(二)	三級から七級まで	八級	百分の九・七七
		二級以下	百分の四・七七
	二級	三級から七級まで	百分の七・七七
		二級	百分の七・七七
医療職給料表(三)	七級	三級から六級まで	百分の七・七七
		七級	百分の九・七七
医療職給料表(一)	一級	二級	百分の四・七七
		三級以上	百分の九・七七
	二級	三級から七級まで	百分の七・七七
		二級以下	百分の四・七七
	三級	三級から七級まで	百分の七・七七
		八級	百分の九・七七
	四級	二級以下	百分の四・七七
		三級から六級まで	百分の七・七七
	五級	七級	百分の七・七七
		六級以下	百分の九・七七

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税に係る住宅借入金特別税額控除の適用期限の延長等を行う。

### 二 内容

#### (一) 県民税

ア 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

所得割の住宅借入金特別税額控除の適用期限を延長する。

イ 寄附金税額控除の対象の拡充

所得割の寄附金税額控除の対象に、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）を加える。

ウ 配当割に係る特別徴収の対象の追加

特定割引債の償還金に係る差益金額を追加する。

エ 利子割の納税義務者の変更

利子割の納税義務者について法人を除外し、個人に限定する。

#### (二) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備

### 三 施行期日

(一) アについては平成二十七年一月一日

(二) イについては公布の日

(三) ウ、エ及び(二)については平成二十八年一月一日

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの第二十五条の二第三号中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三十条の五第三号において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、県民の福祉の増進に寄与するものとして埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）で指定する特定非営利活動法人に対するもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

第三十条の五第三号中「特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する」を削る。

第三十条の十五中「又は同法」を「若しくは同法」に、「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「の配当等」という。（ ）の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）」を加える。

第三十条の十六中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第三十条の十七第二項を削る。

第三十条の二十中「選択口座が」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座が」に、「租税特別措置法」を「同法」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において

処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第三十条の二十一中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第四十六条の二十四第八項中「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に改める。

附則第六条の二第二項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二十五条の二に一号を加える改正規定及び第三十条の五第三号の改正規定は公布の日から、附則第六条の二第二項の改正規定は平成二十七年一月一日から施行する。

##### ( 県民税に関する経過措置 )

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（次項及び附則第四項において「改正後の条例」という。）第二十一条第一項第五号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この項において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。次項において「新法」という。）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定中特定配当等に係る県民税に関する部分は、施行日以後に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4 改正後の条例の規定中特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、施行日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の三第

一 項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡について適用し、施行日前に行われた所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡については、なお従前の例による。



## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（埼玉県条例第三十六号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」に基づく指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定する。

### 二 内容

指定特定非営利活動法人の名称（所在地）

- (一) 特定非営利活動法人さいたまNPOセンター（さいたま市）
- (二) 特定非営利活動法人ときがわ山里文化研究所（比企郡ときがわ町）
- (三) 特定非営利活動法人越谷らるこ（越谷市）

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十六号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例

指定特定非営利活動法人（埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）第二条第二項に規定するものをいう。）として、次の表に掲げる者を指定する。

項	名 称	主たる事務所の所在地
1	特定非営利活動法人さいたまNPOセンター	埼玉県さいたま市浦和区東仲町十二番十二号ツインハイター〇二号室
2	特定非営利活動法人ときがわ山里文化研究所	埼玉県比企郡ときがわ町大字大野六百七十一番地一
3	特定非営利活動法人越谷らるる	埼玉県越谷市千間台東一丁目二番地一

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正）
- 2 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号」を「埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第四号」に、「住民」を「県民」に改める。

第二条第一項中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、「、同条第一項第四号に規定する」を「定められた埼玉県税条例第二十五条の二第四号に規定する県民の福祉の増進に寄与する」に改める。

第十五条第五項中「地方税法第三十七条の二第一項第四号に規定する条例」を

「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）」に改める

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（青少年課）

### 一 趣旨

青少年を取り巻く社会環境の浄化をより一層推進するため、いわゆるスマートフォンによるインターネット上の有害情報の閲覧を制限するための対策を充実させるもの

### 二 内容

次の関係者に対する義務の追加

#### (一) 携帯電話事業者

契約等の手続時における

ア 無線LANに係るフィルタリング等の説明義務

イ 青少年又は保護者が行うフィルタリング等の導入を支援する努力義務

#### (二) 保護者

携帯電話事業者が実施する説明を聴く努力義務

#### (三) 県

携帯電話事業者、保護者、青少年、関係団体の取組が円滑に行われるように必要な措置を講ずる努力義務

### 三 施行期日

平成二十五年十月一日

## 条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十七号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三中、「次条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十一条の四の見出し中「閲覧防止措置」を「閲覧の制限」に改め、同条第一項中「平成二十年法律第七十九号」の下に「。以下この項及び第四項において「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改め、同項第一号中「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を「法」に改め、同項第二号中「PHS端末」の下に「（第四項において「携帯電話端末等」という。）」を加え、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項、第三項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 携帯電話インターネット事業者は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、当該契約に係る携帯電話端末等が法第二条第五項に規定するインターネット接続役務の提供を受けることによりインターネットを利用することができるもの（以下この項及び第六項において「特定携帯電話端末等」という。）であるときは、青少年又はその保護者に対し、第二項に規定する事項に加えて、当該利用に係る閲覧制限措置（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている有害情報の閲覧を制限するための措置をいう。次項において同じ。）の必要性、利用方法その他の有害情報の閲覧の制限に係る事項として規則で定めるものについて説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならぬ。現に青少年が使用している特定携帯電話端末等を他の特定携帯電話端末等に變更して使用するための手続をする場合も、同様とする。

5 携帯電話インターネット事業者は、前項の規定による説明を行うに当たっては、青少年又はその保護者に対し、閲覧制限措置を利用するに際し必要な助言、作業の代行等を行うことにより当該閲覧制限措置が円滑かつ適切に講じられるよう

に努めなければならない。

6 保護者は、前条の趣旨にのっとり、第二項又は第四項の規定による携帯電話インターネット事業者の説明を聴くように努めるとともに、その監護する青少年（第一項第一号に規定する契約を締結する者又は現に使用している特定携帯電話端末等を他の特定携帯電話端末等に変更して使用するための手続をする者に限る。）に対する当該携帯電話インターネット事業者の説明が円滑に行われるよう当該携帯電話インターネット事業者への協力に努めなければならない。

第二十一条の四に次の一項を加える。

11 県は、第二項及び第四項の規定による携帯電話インターネット事業者の説明が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発等によりその取組に協力するとともに、前条の趣旨を踏まえ、保護者及び青少年、関係事業者その他青少年の健全な育成に取り組むものに対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十五条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同項第三号中「若しくは第二項」を「、第二項若しくは第四項」に改め、同項第五号中「第二十一条の四第四項」を「第二十一条の四第七項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三十八号)

(疾病対策課)

### 一 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額を定めるとともに、規定の整備をするための改正

### 二 内容

(一) この条例で額を定める手当に、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加

(二) 規定の整備

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十八号

災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の額に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表以外の部分を次のように改める。

前条各号に掲げる手当は、日額をもって支給する手当の支給方法に準じて支給するものとし、その額は、埼玉県に派遣された職員が県内に滞在する期間及び当該職員が利用する施設の利用区分に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。本則を第二条とし、同条に見出しとして「（手当の額）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 この条例は、次に掲げる手当の額を定めるものとする。

- 一 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十九条の規定により条例で定める災害派遣手当の額
- 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第三十八条（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定により災害対策基本法施行令第十九条の規定の例によることとされる条例で定める武力攻撃災害等派遣手当の額
- 三 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第十条の規定により災害対策基本法施行令第十九条の規定の例によることとされる条例で定める新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を川越市が処理することとともに、規定の整備をするための改正

### 二 内容

- (一) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴い新たに規定された、第二種動物取扱業等に係る事務の一部を川越市に移譲
- (例) 第二種動物取扱業の届出の受理
- (二) 規定の整備

### 三 施行期日

平成二十五年九月一日



## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十九号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第七十五項第一号事務の欄中「法」という。）」の下に「、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号。以下この号において「改正法」という。）」を加え、同欄2中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同欄3中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同欄4中「及び第二項、第十六条第一項並びに」を「から第三項まで、第十六条第一項（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」、第二十二条の六第二項、第二十四条の二、第二十四条の三及び」に改め、同欄8を削り、同欄9中「第二十三条第三項」を「第二十三条の六第三項、第二十三条第三項（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」に改め、同欄9を同欄8とし、その次に次のように加える。

9 法第二十三条第一項（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）

及び第二項並びに第二十五条第一項の規定による勧告

別表第七十五項第一号事務の欄10中「第二十四条第一項」の下に「（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、同欄26を同欄28とし、同欄25中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同欄25を同欄27とし、同欄24中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同欄24を同欄26とし、同欄23中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同欄23を同欄25とし、同欄22を24とし、18から21までを20から23までとし、同欄17中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同欄17を同欄19とし、同欄16を同欄18とし、同欄15を同欄17とし、同欄14中「第五条第六項」の下に「、第十条の六第三項」を加え、同欄14を同欄16とし、同欄13を同欄14とし、その次に次のように加える。

15 改正法附則第三条第二項及び第八条第一項の規定による届出の受理

別表第七十五項第一号事務の欄中12を13とし、11を12とし、10の次に次のよう

に加える。

11 法第二十五条第三項の規定による命令及び勧告

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七十五項第一号事務の欄15中「及び第八条第一項」を削る。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七十五項第一号事務の欄中「、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号。以下この号において「改正法」という。）」を削り、同欄15を削り、同欄中16を15とし、17から28までを16から27までとする。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成二十五年十月三十一日
- 二 第三条の規定 平成二十五年十二月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例（埼玉県条例第四十号）（産業拠点整備課）

### 一 趣旨

地域産業の振興並びに地域住民の活動及び交流の促進のための西部地域における拠点の形成に寄与するため、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設を川越市新宿町一丁目十七番地十七に設置する。

### 二 内容

- (一) ふれあい拠点施設の業務
- (二) 休館日及び利用時間
- (三) 指定管理者による管理
- (四) 利用料金の収入の帰属及び額の決定
- (五) その他

### 三 施行期日

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、指定管理者の指定に関する行為は公布の日、施設等の申請受付は同日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日。

## 条 例

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十号

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例

(設置)

第一条 地域産業の振興並びに地域住民の活動及び交流の促進のための西部地域における拠点の形成に寄与するため、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設(以下「ふれあい拠点施設」という。)を川越市新宿町一丁目十七番地十七に設置する。

(業務)

第二条 ふれあい拠点施設は、次に掲げる業務を行う。

一 多目的ホール、貸事務室、会議室、配膳室、控室及び駐車場並びにこれらの附属設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。

二 その他ふれあい拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第三条 ふれあい拠点施設の休館日は、定めない。ただし、知事は、ふれあい拠点施設の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第四条 施設等を利用することができる時間は、午前九時から午後十時まで(駐車場にあっては、午前八時から午後十一時まで)とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(貸事務室等の許可の期間)

第五条 貸事務室及び指定駐車場(貸事務室の利用について第七条第一項の許可を受けた者がその利用に付随して利用するものとして知事が指定する自動車駐車場の区画をいう。別表第三号イにおいて同じ。)の利用を許可する期間は、三年以内とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、当該貸事務室の利用を許可した期間の初日から引き続き五年を超えない範囲内において、その期間を更新することができる。

(配膳室等の利用の制限)

第六条 配膳室及び控室は、多目的ホールの利用に付随して利用する場合のほかは、

利用することができない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第七条 施設等を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 貸事務室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 創業しようとする者又は前項前段の許可の申請時において創業の日以後五年を経過していない者

二 新たな事業分野への進出を図る中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）

三 その他ふれあい拠点施設の設置の目的を達成するために知事が特に必要と認める者

3 第一項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

一 ふれあい拠点施設の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他ふれあい拠点施設の設置の目的に反すると認められるとき。

4 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第八条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第九条 知事は、ふれあい拠点施設の利用者の遵守事項を定め、及びふれあい拠点施設の管理上必要があると認めるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第十条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はふれあい拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第七条第四項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 第八条の規定に違反したとき。

三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当し、同項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第十一条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十二条 ふれあい拠点施設の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にふれあい拠点施設の施設若しくは設備を損傷し、又は物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これらを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第十三条 知事は、ふれあい拠点施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、ふれあい拠点施設からの退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第十四条 知事は、ふれあい拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。第二十条第一項において「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、ふれあい拠点施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 ふれあい拠点施設の施設(設備及び物品を含む。第十七条第一項第二号及び第十九条において同じ。)の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第三条から第七条まで、第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第十五条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができ

ると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等なふれあい拠点施設の利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にふれあい拠点施設の運営を行うことができること。

三 ふれあい拠点施設の設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第十六条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十七条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にふれあい拠点施設の運営を行うこと。

二 ふれあい拠点施設の施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、ふれあい拠点施設の管理の適正を期するため必

要な事項

(指定の取消し等)

第十八条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第十五条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。  
三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。  
四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

3 第十六条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十九条 指定管理者は、ふれあい拠点施設の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者にふれあい拠点施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第二十一条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第二十二条 指定管理者は、利用権利者が施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、



知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第二十三条 指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還する。

一 ふれあい拠点施設の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。

二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

三 利用権利者が、利用料金の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、ふれあい拠点施設の管理に必要ない事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第三項の規定は同日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(準備行為)

2 第十四条第一項の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(次項及び附則第四項において「施行日」という。)前においても、第十五条から第十八条まで及び第二十条第二項の規定の例により行うことができる。

3 第七条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同項及び同条第二項の規定の例によりその申請を行うことができる。

4 第十四条第一項の規定により指定管理者が指定管理業務を行っている場合において、前項の規定により施行日前に知事に対して施設等の利用の許可の申請がされているときは、当該申請は、施行日以後は、指定管理者に対してされた申請とみなす。

別表(第二十条関係)

一 多目的ホール、会議室、配膳室及び控室

名称	単位	
	県民利用	利用料金の上限額(円)
	一般利用	



八、九〇〇円とする。

六 施設等の利用について特別に電気又は水道を使用したときは、所定の利用料金のほかに、これらの実費相当額を徴収する。

二 貸事務室

名称	単位	利用料金の上限額(円)
五〇一号室	一月	八二、六〇〇
五〇二号室	一月	七六、〇〇〇
五〇三号室	一月	七六、〇〇〇
五〇四号室	一月	七六、〇〇〇
五〇五号室	一月	七六、〇〇〇
五〇六号室	一月	七六、〇〇〇
五〇七号室	一月	五九、一〇〇
五〇八号室	一月	三九、一〇〇
五〇九号室	一月	四三、四〇〇
五一〇号室	一月	五二、九〇〇
五一一号室	一月	六六、四〇〇
五一二号室	一月	二六、八〇〇
五一三号室	一月	三一、七〇〇
五一四号室	一月	三一、七〇〇
五一五号室	一月	三一、七〇〇
五一六号室	一月	三一、七〇〇
五一七号室	一月	三一、七〇〇
五一八号室	一月	三一、七〇〇
五一九号室	一月	三七、四〇〇

五二〇号室	一月	三二、一〇〇
五二一号室	一月	三九、一〇〇
五二二号室	一月	三〇、六〇〇
五二三号室	一月	三〇、八〇〇
五二四号室	一月	三〇、八〇〇
五二五号室	一月	三四、三〇〇

備考

- 一 貸事務室の利用を許可した期間の初日が月の初日でないとき、又は当該期間の末日が月の末日でないときにおける当該月の貸事務室の利用料金は、日割計算によって得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 二 貸事務室の利用について電気を使用した場合は、所定の利用料金のほかに、この実費相当額を徴収する。

### 三 駐車場

#### イ 自動車駐車場

区分	利用料金の上限額(円)
指定駐車場以外の駐車場(一台)	一時間につき 二〇〇
指定駐車場(一台)	一月につき 一五、〇〇〇

備考

- 一 指定駐車場以外の駐車場の利用料金は、利用時間が一時間までは、無料とする。
- 二 指定駐車場以外の駐車場を一時間を超えて利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として利用料金を算定する。
- 三 指定駐車場の利用を許可した期間の初日が月の初日でないとき、又は当該期間の末日が月の末日でないときにおける当該月の指定駐車場の利用料金は、日割計算によって得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### ロ 自転車駐車場

区分	利用料金の上限額（円）
一台	一回につき 1000

備考

一 一回とは、第四条に規定する時間内において、駐車場の利用を開始してから当該時間内に利用を終えるまでの継続する利用をいう。

二 利用料金は、利用時間が五時間までは、無料とする。

四 附属設備

規則で定める上限額

## 本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与の特例に関する条例（埼玉県条例第四十一号）（教職員課）

### 一 趣旨

給与に関する地方交付税等の削減に伴う財政状況に対応するため、学校職員の給与を減額する特例を定めるもの

### 二 内容

#### (一) 期間

平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日まで

#### (二) 給料月額の特例支給

給料表及び級等に応じた減額率を用いて減額

#### (三) 地域手当等の減額支給

(二)の減額率又は定率を用いて減額

(四) 現在実施している管理職手当の減額について、平成二十六年三月三十一日までとしている減額の期間を平成二十五年六月三十日までに変更

### 三 施行期日

平成二十五年七月一日。ただし、二(四)は公布の日

## 条 例

学校職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十一号

学校職員の給与の特例に関する条例

(学校職員の給与に関する条例等の特例)

第一条 この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)(においては、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「学校職員給与条例」という。)(第五条各号に掲げる給料表の適用を受ける学校職員(学校職員給与条例第二条第一項各号に規定する者をいう。以下同じ。)(に対する給料月額(学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二十九号。以下この項において「改正学校職員給与条例」という。)(附則第七項の規定による給料を含み、当該学校職員が学校職員給与条例附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額(改正学校職員給与条例附則第七項の規定による給料を含む。)(をいう。以下同じ。)(の支給に当たつては、給料月額から、給料月額に、当該学校職員に適用される別表第一の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下この条及び第六条において「支給減額率」という。)(を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、学校職員給与条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たつては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該学校職員の管理職手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額

二 地域手当 当該学校職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該学校職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額

三 へき地手当 当該学校職員の給料月額に対するへき地手当の月額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額

四 へき地手当に準ずる手当 当該学校職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額

五 期末手当 当該学校職員が受けるべき期末手当の額に、当該学校職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

六 勤勉手当 当該学校職員が受けるべき勤勉手当の額に、当該学校職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

七 学校職員給与条例第十三条において準用する職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下この条において「職員給与条例」という。）

第二十一条第一項、第三項から第五項まで及び第六項（同条第二項に係る部分を除く。ホにおいて同じ。）の規定により支給される給与 当該学校職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 学校職員給与条例第十三条において準用する職員給与条例第二十一条第一項 前項及び前各号に定める額

ロ 学校職員給与条例第十三条において準用する職員給与条例第二十一条第三項 前項並びに第二号及び第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 学校職員給与条例第十三条において準用する職員給与条例第二十一条第四項 前項及び第二号に定める額に、同条第四項の規定により当該学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 学校職員給与条例第十三条において準用する職員給与条例第二十一条第五項 前項並びに第二号及び第五号に定める額に、同条第五項の規定により当該学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 学校職員給与条例第十三条において準用する職員給与条例第二十一条第六項 第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける学校職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

八 教職調整額 当該学校職員の教職調整額の月額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額

3 特例期間においては、学校職員給与条例第十一条において準用する職員給与条例第十三条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、学校職員給与条例第十一条の二において準用する職員給与条例第十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月



額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、学校職員給与条例第十条の四第二項において準用する職員給与条例第十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、学校職員給与条例第十一条の二において準用する職員給与条例第十八条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当の月額及びへき地手当（学校職員給与条例第十条の三の規定による手当を含む。）の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する埼玉県人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例）

第二条 特例期間においては、学校職員給与条例第五条各号に掲げる給料表の適用を受ける学校職員（以下「対象学校職員」という。）に対する外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第四条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、学校職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第四十一号）第一条第一項及び第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の特例）

第三条 特例期間においては、対象学校職員に対する職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第三十二条の規定の適用については、同条中「職員の給与条例第十三条第一項（学校職員の給与と条例第十一条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「学校職員の給与と条例第十一条において準用する職員給与条例第十三条第一項」と、「職員の給与と条例第十八条第一項（学校職員の給与と条例第十一条の二において準用する場合を含む。）」とあるのは、「学校職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第四十一号）第一条第三項」とする。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第四条 特例期間においては、対象学校職員に対する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。次項において「勤務時間条例」という。）第十二条第二項の規定の適用については、同項中「職員の給与に関する

る条例第十三条第一項（学校職員の給与に関する条例第十一条において準用する場合を含む。）とあるのは、「学校職員の給与に関する条例第十一条において準用する職員の給与に関する条例第十三条第一項」と、「職員の給与に関する条例第十八条第一項」とあるのは、「学校職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第四十一号）第一条第三項」とする。

2 特例期間においては、県立学校の事務職員及び技術職員に対する勤務時間条例第十二条第二項の規定の適用については、同項中「職員の給与に関する条例第十三条第一項（学校職員の給与に関する条例第十一条において準用する場合を含む。）とあるのは、「職員の給与に関する条例第十三条第一項」と、「職員の給与に関する条例第十八条第一項」とあるのは、「職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十四号）第一条第三項」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例）

第五条 特例期間においては、対象学校職員に対する公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第四条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、学校職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第四十一号）第一条第一項及び第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（職員の修学部分休業に関する条例の特例）

第六条 特例期間においては、対象学校職員に対する職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、勤務しない一時間につき、同項の規定により算出した勤務しない一時間につき減額することとされている額から、給料月額及び教職調整額並びに給料月額に対する地域手当の月額及びへき地手当（学校職員給与条例第十条の三の規定による手当を含む。）の月額の合計額に十二を乗じ、その額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二条第一項に規定する勤務時間（以下この条において「勤務時間」という。）に五十二を乗じたもので除して得た額に当該学校職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額と管理職手当の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の四・四五を乗じて得た額に相当する額の合計額を減額して給与を支給するものとする。

（端数計算）

第七条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定

する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

2 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

別表第一(第一条関係)

給料表	職務の級	割合
教育職給料表(一)	一級	百分の四・七七
	二級(三十六号給以上の号給を除く。)	百分の四・七七
	二級(三十六号給以上の号給に限る。)	百分の七・七七
	特二級及び三級	百分の七・七七
	四級	百分の九・七七
	一級	百分の四・七七
	二級(四十八号給以上の号給を除く。)	百分の四・七七
	二級(四十八号給以上の号給に限る。)	百分の七・七七
	特二級及び三級	百分の七・七七
	四級	百分の九・七七
学校栄養職給料表	二級以下	百分の四・七七
	三級以上	百分の七・七七
	二級以下	百分の四・七七
事務職給料表	三級以上	百分の七・七七
	二級以下	百分の四・七七
	三級以上	百分の七・七七

別表第二(第一条関係)

給料表	職務の級	割合
教育職給料表(一)	三級以下	百分の一
	四級	百分の四・三四
教育職給料表(二)	三級以下	百分の一

事務職給料表	学校栄養職給料表	
全ての級	全ての級	四級
百分の一	百分の一	百分の四・三四

## 規 則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十七号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号に規定する個人の県民税の寄附金税額控除」を「埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二（同条第四号に係るものに限る。）の規定による控除」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十八号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（特定携帯電話端末等に係る契約の締結等に当たつて説明すべき事項）

第八条 条例第二十一条の四第四項に規定する規則で定める事項は、当該特定携帯電話端末等が閲覧制限措置を講ずることができるものである場合にあつては次の各号に掲げる事項とし、当該特定携帯電話端末等が閲覧制限措置を講ずることができないものである場合にあつては第一号に掲げる事項とする。

- 一 当該特定携帯電話端末等に講ずることができる閲覧制限措置の有無
- 二 閲覧制限措置の必要性、効果及び利用方法

様式第六号中「（第6条第1項）」「を」（第10条第1項）に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

## 規則

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続に関する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第四十九号

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続に関する規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例（平成二十五年埼玉県条例第四十号。次条において「条例」という。）第十五条第一項の規定に基づき、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設（第三条において「ふれあい拠点施設」という。）の指定管理者の指定の手続に關し必要な事項を定めるものとする。

#### (指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第十五条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに別記様式の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 知事が指定する事業年度の事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第十四条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

#### (その他)

第三条 この規則に定めるもののほか、ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続に關し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

⑩

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。



埼玉県訓令第十一号

訓令

本庁  
地域機関

技能職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

技能職員の給与の特例に関する規程

(技能職員の給与の特例)

第一条 この訓令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第4号。以下この項及び次項において「給与等規程」という。)第二条第一項の給料表の適用を受ける技能職員(技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則(昭和四十四年埼玉県規則第六号)第二条に定める技能職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)(に対する給与(技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年埼玉県訓令第3号)(附則第七項の規定による給料を含む。))の支給については、職員の給与の特例に関する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十四号。以下この項及び次項において「特例条例」という。))の適用を受ける職員の例による。この場合において、特例条例第一条第一項に規定する支給減額率については、給与等規程第二条第一項の給料表における職務の級が三級以下の技能職員にあつては百分の四・七七とし、四級及び五級の技能職員にあつては百分の七・七七とする。

2 前項前段の場合において、技能職員の期末手当及び勤勉手当については、特例条例第一条第二項第五号及び第六号に規定する割合は、給与等規程第二条第一項の給料表における全ての職務の級について百分の一とする。

(補則)

第二条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

# 訓令

埼玉県教育委員会訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

技能職員の給与の特例に関する規程

(技能職員の給与の特例)

- 第一条 この訓令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、技能職員の給与等に關する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号。以下この条において「給与等規程」という。)(第二条第一項の給料表の適用を受ける技能職員(技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に關する規則)昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号。以下この項において「技能職員勤務規則」という。)(第二条に定める技能職員をいう。以下この条において同じ。)(對する給与(技能職員の給与等に關する規程の一部を改正する訓令(平成十八年埼玉県教育委員会訓令第六号)附則第七項の規定による給料を含む。)(の支給については、職員の給与の特例に關する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十四号。以下この条において「職員給与特例条例」という。)(の適用を受ける職員の例による。ただし、技能職員勤務規則第三条第二項の規定により学校職員の勤務時間、休暇等に關する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)(の適用を受ける職員の例によることとされている場合における同条例第十二条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額の減額については、職員給与特例条例の適用を受ける職員の例によることとされている場合における職員給与特例条例第四条の規定にかかわらず、学校職員の給与の特例に關する条例(平成二十五年埼玉県条例第四十一号)(第四条の適用を受ける職員の例による。
- 2 前項本文の場合において、職員給与特例条例第一条第一項に規定する支給減額率については、給与等規程第二条第一項の給料表における職務の級が三級以下の技能職員にあつては百分の四・七七とし、四級及び五級の技能職員にあつては百分の七・七七とする。
- 3 第一項本文の場合において、技能職員の期末手当及び勤勉手当については、職員給与特例条例第一条第二項第五号及び第六号に規定する割合は、給与等規程第二条第一項の給料表における全ての職務の級について百分の一とする。

(補則)

第二条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

附則

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

# 管理規程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

埼玉県企業職員の給与の特例に関する規程

(企業職員の給与の特例)

第一条 この規程の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、埼玉県企業職員給与規程(昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号。以下次項及び次条において「給与規程」という。)(第二条第一項の給料表の適用を受ける職員(以下「給料表適用職員」という。))に対する給料月額(埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県公営企業管理規程第四号。以下この項において「改正給与規程」という。)(附則第八項の規定による給料を含み、当該給料表適用職員が埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号。次項において「給与条例」という。)(附則第三項の規定の適用を受ける者である場合)においては、同項本文の規定により管理者が定める額を減ぜられた給料月額(改正給与規程附則第八項の規定による給料を含む。))をいう。以下同じ。))の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該給料表適用職員に適用される別表第一の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(次項第二号において「支給減額率」という。))を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、給与条例及び給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該給料表適用職員の管理職手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額

二 地域手当 当該給料表適用職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該給料表適用職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該給料表適用職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額

三 期末手当 当該給料表適用職員が受けるべき期末手当の額に、当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

四 勤勉手当 当該給料表適用職員が受けるべき勤勉手当の額に、当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

(任期付職員の給与の特例)

第二条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の適用を受ける職員であつて、同条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 給与規程第二条の三に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から四号給までのもの 百分の七・七七

二 給与規程第二条の三に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が五号給以上のもの 百分の九・七七

2 特例期間においては、前条第二項第二号及び第三号の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当及び期末手当の算出について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「当該給料表適用職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該給料表適用職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五」とあるのは、「次条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」と、同項第三号中「当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を」とあるのは、「次条第一項第一号に掲げる職員にあつては百分の一を、同項第二号に掲げる職員にあつては百分の四・三四をそれぞれ」と読み替えるものとする。

(この規程に定めがない事項)

第三条 給料表適用職員の給与の特例に関しこの規程に定めがない事項については、職員の給与の特例に関する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十四号)及び技能職員の給与の特例に関する規程(平成二十五年埼玉県訓令第十一号)に基づき支給される給与の例による。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公

布の日から施行する。

(埼玉県企業職員給与規程の一部改正)

2 埼玉県企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

別表第一(第一条関係)

給料表	職務の級	割合
企業職給料表(一)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
	三級以下	百分の四・七七
企業職給料表(二)	四級及び五級	百分の七・七七

別表第二(第一条関係)

給料表	職務の級	割合
企業職給料表(一)	六級以下	百分の一
	七級以上	百分の四・三四
企業職給料表(二)	全ての級	百分の一

# 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院局職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員の給与の特例に関する規程

(病院局職員の給与の特例)

- 第一条 この規程の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、埼玉県病院局職員給与規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号。以下次項及び第三条において「給与規程」という。)(第二条第一項の給料表の適用を受ける職員(以下「給料表適用職員」という。)(に対する給料月額(埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県病院事業管理規程第四号。以下この項において「改正給与規程」という。)(附則第八項の規定による給料を含み、当該給料表適用職員が埼玉県病院事業企業の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号。次項において「給与条例」という。)(附則第二項の規定の適用を受ける者である場合)において、同項本文の規定により管理者が定める額を減ぜられた給料月額)改正給与規程附則第八項の規定による給料を含む。)(をいう。以下同じ。)(の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該給料表適用職員に適用される別表第一の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(次項第二号において「支給減額率」という。)(を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 2 特例期間においては、給与条例及び給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 管理職手当 当該給料表適用職員の管理職手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額
  - 二 地域手当 当該給料表適用職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該給料表適用職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該給料表適用職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額
  - 三 期末手当 当該給料表適用職員が受けるべき期末手当の額に、当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

四 勤勉手当 当該給料表適用職員が受けるべき勤勉手当の額に、当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

(任期付研究員の給与の特例)

第二条 特例期間においては、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号。以下「任期付研究員条例」という。)の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に百分の七・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、前条第二項第二号及び第三号の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当及び期末手当の算出について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「当該給料表適用職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該給料表適用職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五」とあるのは「次条第一項に定める割合」と、同項第三号中「当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を」とあるのは「百分の一を」と読み替えるものとする。

(任期付職員の給与の特例)

第三条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の適用を受ける職員であつて、同条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 給与規程第二条の二に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から四号給までのもの 百分の七・七七

二 給与規程第二条の二に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が五号給以上のもの 百分の九・七七

2 特例期間においては、第一条第二項第二号及び第三号の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当及び期末手当の算出について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「当該給料表適用職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該給料表適用職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五」とあるのは「第三条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」と、同項第三号中「当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を」とあるのは「第三条第一項第一号に掲げる職員にあつては



百分の一を、同項第二号に掲げる職員にあっては百分の四・三四をそれぞれ」と読み替えるものとする。

(この規程に定めがない事項)

第四条 給料表適用職員の給与の特例に関しこの規程に定めがない事項については、職員の給与の特例に関する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十四号)及び技能職員の給与の特例に関する規程(平成二十五年埼玉県訓令第十一号)に基づき支給される給与の例による。

(委任)

第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(埼玉県病院局職員給与規程の一部改正)

2 埼玉県病院局職員給与規程の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

別表第一（第一条関係）

給料表		職務の級	割合
病院企業職給料表(一)	二級以下	百分の四・七七	
	三級から六級まで	百分の七・七七	
病院企業職給料表(二)	七級以上	百分の九・七七	
	三級以下	百分の四・七七	
病院研究職給料表	四級及び五級	百分の七・七七	
	二級以下	百分の四・七七	
病院医療職給料表(一)	三級及び四級	百分の七・七七	
	五級	百分の九・七七	
病院医療職給料表(二)	一級	百分の四・七七	
	二級	百分の七・七七	
病院医療職給料表(三)	三級以上	百分の九・七七	
	二級以下	百分の四・七七	
病院医療職給料表(三)	三級から七級まで	百分の七・七七	
	八級	百分の九・七七	
	二級以下	百分の四・七七	
	七級	百分の九・七七	

別表第二（第一条関係）

給料表		職務の級	割合
病院企業職給料表(一)	六級以下	百分の一	
	七級以上	百分の四・三四	
病院企業職給料表(二)	全ての級	百分の一	
	四級以下	百分の一	
病院研究職給料表	五級	百分の四・三四	
	二級以下	百分の一	
病院医療職給料表(一)	三級以上	百分の四・三四	
	七級以下	百分の一	
病院医療職給料表(二)	八級	百分の四・三四	
	六級以下	百分の一	
病院医療職給料表(三)	七級	百分の四・三四	

# 管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 土屋 綱 男

埼玉県下水道局職員の給与の特例に関する規程

(下水道局職員の給与の特例)

第一条 この規程の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、埼玉県下水道局職員給与規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号。以下この条及び次条において「給与規程」という。)(第二条第一項の給料表の適用を受ける職員(以下「給料表適用職員」という。))に対する給料月額(給与規程附則第五項の規定による給料を含み、当該給料表適用職員が埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号。次項において「給与条例」という。))附則第三項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により管理者が定める額を減ぜられた給料月額(給与規程附則第五項の規定による給料を含む。))をいう。以下同じ。))の支給に当たつては、給料月額から、給料月額に、当該給料表適用職員に適用される別表第一の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(次項第二号において「支給減額率」という。))を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、給与条例及び給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たつては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該給料表適用職員の管理職手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額

二 地域手当 当該給料表適用職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該給料表適用職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該給料表適用職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五を乗じて得た額

三 期末手当 当該給料表適用職員が受けるべき期末手当の額に、当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

四 勤勉手当 当該給料表適用職員が受けるべき勤勉手当の額に、当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職

務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額

(任期付職員の特例)

第二条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の適用を受ける職員であつて、同条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 給与規程第三条に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から四号給までのもの 百分の七・七七
- 二 給与規程第三条に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が五号給以上のもの 百分の九・七七

2 特例期間においては、前条第二項第二号及び第三号の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当及び期末手当の算出について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「当該給料表適用職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該給料表適用職員の管理職手当に対する地域手当の月額に百分の四・四五」とあるのは、「次条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」と、同項第三号中「当該給料表適用職員に適用される別表第二の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を」とあるのは、「次条第一項第一号に掲げる職員にあつては百分の一を、同項第二号に掲げる職員にあつては百分の四・三四をそれぞれ」と読み替へるものとする。

(この規程に定めがない事項)

第三条 給料表適用職員の給与の特例に関しこの規程に定めがない事項については、職員の給与の特例に関する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十四号)及び技能職員の給与の特例に関する規程(平成二十五年埼玉県訓令第十一号)に基づき支給される給与の例による。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(埼玉県下水道局職員給与規程の一部改正)

2 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

附則第八項中、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十五年六月三十日」に改める。

別表第一（第一条関係）

給料表			職務の級	割合
下水道企業職給料表			二級以下	百分の四・七七
			三級から六級まで	百分の七・七七
			七級以上	百分の九・七七

別表第二（第一条関係）

給料表		職務の級	割合
下水道企業職給料表		六級以下	百分の一
		七級以上	百分の四・三四